

平成16年中の収入申告のお知らせ

所得税確定申告と市・県民税申告

毎年2月16日から3月15日を期間とし、前年の1月1日から12月31日までの期間の所得を報告する申告には、税務署への所得税確定申告と市への市・県民税申告があります。

◎所得税確定申告

所得税の額を計算した結果、納める必要がある方は税務署へ確定申告する必要がある、また、前年の途中で退職したことにより、年末調整をしておらず、源泉された所得税が納めすぎの場合や医療費控除や住宅借入金(取得)等特別控除などを受ける場合には還付請求することができます(還付申告は2月15日以前でも税務署にて受け付けています。)

◎市・県民税申告

確定申告や勤務先での年末調整などにより所得税の精算が済んでいる方、また、扶養になっていて所得がない方は、市への申告の必要はありません。それ以外の方は、所得税がかからない場合でも、国民健康保険税等で税額を計算する際の世帯所得に用いられ、所得証明の発行、保育所・公営住宅の入所手続きなどのためにも申告が必要になります。

配偶者に関する課税の改正点

1 生計同一の妻に対する市・県民税均等割の非課税措置の廃止

均等割を納める夫と同じ市内で生計を一にしている妻については、市・県民税の均等割が非課税とされていましたが、平成17年度からこの非課税措置が廃止され、一定の所得(非課税基準額)を超えている妻には均等割が段階的に課税されます。平成17年度は1/2の額(市・県民税合わせて2,000円)、平成18年度以降は全額(市・県民税合わせて4,000円)が課税されることになります。

2 配偶者特別控除の一部廃止

納税者本人の合計所得が1,000万円以下で、配偶者の所得が76万円未満(給与所得者の場合は収入141万円未満)の場合に適用される配偶者特別控除のうち、合計所得金額38万円以下(給与所得者の場合は収入103万円以下)の控除対象配偶者について配偶者控除に上乗せして適用される配偶者特別控除が、所得税では平成16年分から、市・県民税では平成17年度課税分から廃止されます。

この2つの改正により、給与収入(パート・アルバイト収入など)がある妻にかかる税金(所得税、市県民税)、夫が受けられる配偶者控除・配偶者特別控除の基準額は、次の表のとおりになります。

給与(パート)収入 ※収入から65万円を控除した額が所得になります。	本人(扶養親族がいない場合の例)		夫の所得から	
	所得税	市・県民税		配偶者特別控除
		均等割	所得割	
93万円以下(所得28万円以下)	かからない	かからない	かからない	受けられない (※2)「配偶者特別控除の一部廃止」により新たに控除が受けられなくなる部分です。
93万円超(所得28万円超)～100万円以下(所得35万円以下)		かかる (※1)「生計同一の妻に対する均等割の非課税措置の廃止」により新たに課税になる部分です。	かかる	受けられない
100万円超(所得35万円超)～103万円未満(所得38万円未満)				
103万円(所得38万円)				
103万円超(所得38万円超)～141万円未満(所得76万円未満)	かかる			受けられる
141万円以上(所得76万円以上)				受けられない

注 ケースによっては、この表に当てはまらない場合があります。

☆給与支払報告書の提出はお早めに

給与支払報告書は、1月31日が提出期限となっていますが、2月16日からの所得税及び市県民税の申告に必要な資料ですので、できるだけ早期の提出をお願いします。

なお、青色専従者給与を支払っている場合についても、給与支払報告書の提出義務がありますので忘れずに提出してください。

▽申告説明会の開催

○年金所得に関する申告説明会

日 時 2月2日(水) 午前10時～正午
場 所 市役所3階 大会議室

○所得税・事業税・市県民税共同説明会

日 時 2月2日(水) 午後1時～3時30分
場 所 市役所3階 大会議室
問合先 税務課 市民税担当